

外国籍の方(特別永住者を除く)の技能講習受講に関する内規

外国人の方(特別永住者を除く)に対する技能講習受講については、以下の事項に基づき、実施することとします。

1. 外国人の方(特別永住者を除く)より、技能講習の申し込みに対し、次のことを確認する。
 - 1) 就労ビザ等、公的に認められた外国人であること。
(在留カードの写しを提出必要)
 - 2) 日常生活に必要な日本語の会話並びに理解力を有すること。
フォークリフト運転業務、クレーン運転業務、玉掛け作業についての専門的、技術的な事項に関する日本語の理解力を十分有している者であること。
 - 3) 受け入れ先の事業所の推薦があり、かつ別紙の「外国人の受講申請書付属書」の提出が出来ること。
 - 4) 外国人の受講受入れは、1回当たり少數名とする。
 - 5) 学科・実技の試験にあっては、日本人、外国人の優遇処置は全くなく公平無私であること。
 - 6) 学科試験で、漢字を読むことが出来ない場合又は口述試験を受講希望された場合には、別室で行う。
その場合、試験官は問題を日本語で読み上げ、解答していただく方法で行う。但し、問題文の説明は一切せず、学科試験の時間は規定と同じとする。
 - 7) 受付後、又は講義が始まった後、明らかに日本語の理解力が十分でないと判断されたときには、受講を断る場合がある。
 - 8) 個人受講等により事業所の証明がとれない場合に限り、事務局に於いて直接面接をして、日本語の理解力を十分に有すると判断したときには「外国人労働者の受講申請書付属書」は事務局にて証明とする。

以上

(特別永住者を除く外国籍の方すべてに作成いただいております)

外国人の受講申請書付属書

岡崎鉄工会協同組合では、厚生労働省の通達に基づき、外国人の技能講習については、次の通り日本語の理解力を十分有する方についてのみ受講を受け入れます。従いまして、申請の外国人受講生が日本語の理解力を十分有する者であることについて、本紙4欄に証明してください。

記

1. 日本語の理解力

日常生活に必要な日本語の理解力を有するほか、フォークリフト運転業務、クレーン運転業務、玉掛け作業についての専門的、技術的な事項に関する日本語の理解力を十分有している者であること。

2. 口述試験について

学科試験については、漢字を読むことが出来ない人のため、問題を日本語で読み上げ、受講者に解答させる方法もあります。
但し、問題文の説明はいたしません。
学科試験の時間は規定と同じです。

3. 受付後においても、上記1. に示す日本語の理解力が十分でないと判断された場合には、受講をお断りすることがありますので、予めご了承願います。

4. 証明欄

下記の外国人申請者は、上記1. に記載された日本語の理解力が十分有する者であることを証明します。

(1) 証明者

事業所名 :

住 所 :

部 署 :

役職名 : 氏 名 _____ 印

(2) 技能講習受講申請者・署名 国 籍 :

氏 名 : _____ 印

(3) 口述試験 希望する・希望しない

令和 年 月 日

岡崎鉄工会協同組合
理事長 片岡勝殿